

南部箕蚊屋広域連合介護予防支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 南部箕蚊屋広域連合が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護予防支援事業及び南部箕蚊屋広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員、管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状態やその環境に応じ、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業所の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）及び法第115条の45に規定する第一号事業が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関（以下「関係機関」という。）、住民による自発的な活動による地域の取り組み等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名称	所在地
南部介護予防支援事業所	鳥取県西伯郡南部町倭482番地
伯耆介護予防支援事業所	鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
日吉津介護予防支援事業所	鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 それぞれの事業所に勤務する従業者の職種及び員数は次の表のとおりとする。

事業所の名称	従業者の職種及び員数	
	管理者	保健師等
南部介護予防支援事業所	1名	3名以上（管理者との兼務を含む）
伯耆介護予防支援事業所	1名	3名以上（管理者との兼務を含む）
日吉津介護予防支援事業所	1名	2名以上（管理者との兼務を含む）

2 前項に定める従業者の職務内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、次の号に掲げる業務を行うことができる。
- (2) 保健師等は、要支援者からの相談に応じるほか、指定介護予防支援等の業務に従事するものとする。
- 3 管理者及び保健師等は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の表のとおりとする。

事業所の名称	営業日	営業時間
南部介護予防支援事業所	月曜日から金曜日	8時30分～17時15分
伯耆介護予防支援事業所	ただし、祝日及び12月29日か	8時30分～17時15分
日吉津介護予防支援事業所	ら翌年1月3日までを除く	8時30分～17時15分

※各事業所の営業時間は構成町村役場の開庁時間のとおり

(指定介護予防支援等の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 提供方法 南部箕蚊屋広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年条例第2号。以下「条例」という。)第3条の規定、法第115条の45の規定及び平成27年6月5日付老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知に従い実施する。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事業所又は利用者の自宅等とする。
- (3) サービス担当者会議(指定介護予防サービス(以下この項において単に「サービス」という。)を提供する担当者の会議をいう。)の開催場所は利用者の自宅又はサービス事業所とする。
- (4) 事業所は指定介護サービス事業者等に対して、サービスの実施状況、利用者の状態等に関する報告を、月に1回以上、電話又は訪問等により聴取する。
- (5) 居宅訪問による利用者への面接は、サービス提供の開始月及び終了月並びにサービス提供の開始から3月毎並びに利用者の状態に著しい変化があったときとする。
- (6) 利用者宅への訪問をしない月においては、可能な限り指定介護予防サービス事業所等への訪問等の方法により、利用者と面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と連絡を行うものとする。
- 2 事業所は、事業の一部について、広域連合長が別に定める南部箕蚊屋広域連合介護保険運営協議会の同意を得た上で、指定居宅介護支援事業者に委託して行うことができるものとする。

(利用料等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額とする。介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は無料とする。

- 2 提供した指定介護予防支援等について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書又は介護予防ケアマネジメント提供証明書を交付する。

3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、それぞれの事業所の所在地の行政区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 保健師等は、介護予防支援を実施中に、利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 介護予防支援の開始に際し、管理者又は保健師等は、利用者若しくはその家族にサービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 前項の業務継続計画は、事業所の所在地の行政と一体的に策定するものとし、必要な研修、訓練、業務継続計画の見直し及び変更については、行政とともに行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図る。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3)事業所は感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施することとし、その実施にあたっては所在地の行政とともに行うものとする。

(秘密保持)

第13条 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者でなくなった後においても同様とする。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合等は、利用者若しくはその家族に、個人の情報をを用いる旨の同意文書に署名(記名押印)を受けることとする。

（事故発生時の対応）

第14条 従業者は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、直ちに利用者の家族等への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（高齢者虐待の防止）

第15条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。